

2006.7.24

番 敦 子

ヒヤリング報告書

対象者 東京・強姦救援センター スタッフ 3 名
日 時 2006 年 6 月 16 日（金）19：00～20：30
場 所 番法律事務所会議室

1. 活動内容

（1）設立まで

1980（昭和 55）年、国連の女性差別撤廃条約を日本も批准せよという女性の集会があった。そこで、後にスタッフとなる者が、ポルノは暴力だという主張のアメリカのスライドを上映した。その後、カナダの「声なき叫び」という強姦被害をテーマにした映画の上映にあたり、上映グループから上記スライド上映メンバーに声がかかり、字幕作成など上映活動に参加した。映画を観にきた被害者から、日本では強姦の被害者の救援活動をする組織がないので日本にも欲しいという要望があった。そこで、映画上映に関わったメンバーが中心となって、日本での救援センター設立を呼びかけ、準備が始まった。

（2）設立

約 1 年間の準備期間ののち、東京・強姦救援センター（以下「当センター」という）として、1983（昭和 58）年 9 月、発足した。

費用は、ロンドンの WOMEN'S CENTER など外国のグループなどからの援助が大きかった（ちなみに、WOMEN'S CENTER からは最も多額の 50 万円の寄付を得た）。さらに、在日外国人女性からの援助や、米人女性シンガーによるセンター設立支援コンサートの収入などもあった。当時は、日本では、まだ強姦や女性に対する暴力という問題が十分理解されておらず、関心も低く、キリスト教矯風会や外国人の慈善団体からの支援に支えられた。

（3）活動

活動の中心は電話相談と啓発である。

① 電話相談

電話で被害者から話を聞くという活動を行っている。電話 2 本で受けているが、全国各地からかかってくる。

現在、週に 2 日、水曜日の午後 6 時から 9 時、土曜の午後 3 時から 6 時に電話相談を受け付けている。月 20 件から 30 件くらいの電話がある。

電話相談では、緊急性があるか否か確認した後、被害者が何を求めている

か、カウンセリングの形で話を聞き、被害者が自分で自分の求めていることを発見し、決断をしていけるよう手助けをする。必要に応じて医療や法律等の知識を伝え、求めがあれば無料の法律相談を教えたり、アドバイザー弁護士の情報伝えたりするが、こうした情報提供はあくまで二の次である。

② 啓発

年 3 回「東京・強姦救援センターニュース」の発行、ブックレット「もし、強姦の被害にあったら」の発刊、連続講座をまとめた「レイプ・クライシス」（学陽書房）の発行、インターネットのホームページでの情報提供、講座の開催、講師派遣（学校や女性のための催しが対象）をしている。

1993（平成 5）年には発足 10 周年の事業として、全国 9 ヶ所を回り、公開、非公開の研修を行い、各地の民間団体とも交流した。

③ 活動の特色

Faceless を原則としている。被害者は自分のプライバシーを守ってくれる誰かと話をしたくて電話をかけてくるからである。電話をかけやすくし、同時に信頼を持ってもらうためであり、またスタッフの危険を排除するためでもある。したがって面接相談はしていない。

2. 組織体制

（1）スタッフ

スタッフは、現在 12、3 人で、全員無償のボランティアで、女性である。

被害者からの相談電話を受けるためには、約半年間のトレーニングを終了しなければならない。トレーニング終了後さらに半年間、見習いとして活動したのち、相談電話を受けるスタッフになる。

（2）トレーニング

70 年代のワシントンの女性グループが作った「How to start Rape Crisis Center」をモデルとした内容で、同じ女性として被害を共感できるまで徹底してトレーニングを行なう。トレーニングを終了して、半年間の見習いを終えたスタッフが、次のトレーニングの指導者となるようなシステムになっている。毎週土曜日の夜、都内の公共施設を借り、1 回 2 時間半のトレーニングを約半年間かけて計 20 回行なう。

（3）専門家との協力体制

専門家と協力体制をとる場合は、専門家はセンターの趣旨を十分理解してくれる人に厳選している。

① 弁護士

アドバイザー弁護士として登録している弁護士が 10 名くらい（全員女性）。

アドバイザー弁護士は加害者の弁護をしないことという条件がある。被害

者を紹介した場合は、依頼や受任は双方の意思によるものとし、センターは介入しない。

② 医師

女性の医師（婦人科中心）と協力関係がある。

③ カウンセラー

特定のカウンセラーと協力するのは難しい。

3. 財政状況

（1）運営経費

運営経費は、主に、会費と寄付で賄っている。

① 会費

年間の会費は1口3000円。発足以来変わっていない。会員数は増減はあるが、現在は400人くらい。

② 寄付

個人のほか、主として外国の団体等からの寄付がある。被害者からの寄付をきっかけにできた、基金「あきらめない女たちへ」がある。基金は、被害者が行動を起こしたい場合の弁護士費用の一部として貸付を行なう。

③ 市川房枝基金

センターは、第6回市川房枝基金を受賞し、1989（平成元）年に連続講座を開催し、その成果を「レイプ・クライシス」という本にまとめ発行した。

④ 助成金等

財政的に厳しいので、公的助成を受けたいところだが、日本社会はこの問題に対する関心が薄く、加えて、センターは、プライバシーの保護と危機管理の見地から、事務所の所在地も、スタッフの実名も公表していないため、申請手続きの際に困難が多い。各種団体、企業等からの支援も、こうした点がネックになる傾向がある。

（2）事務所等

事務所は民間の賃貸である。トレーニングは都内の公共施設を借りて行っている。

（3）財政状況

「東京・強姦救援センターニュース No.61」記載のとおり。

4. 関連諸機関・団体との連携

警察との連携はないが、警察から聞いたと言って電話をしてくる被害者もある。

その他の機関・団体との連携は、上記のとおり10周年記念活動として各地を回り、交流した。その後も緩やかな交流が続いている。

5. 活動の充実等

電話をかけてくる被害者は、いろいろなところに相談しても満足できず、最後にたどり着くという傾向が強い。センターは、100 パーセント被害女性の味方というスタンスを貫いている。

財政を充実することで当センターの活動をさらに充実させることが可能であろう。それによって、電話相談日や回線を増やしたり、外国語、特に英語以外の言語の相談の受け付けを可能にする等である。啓発活動としては、対象や目的ごとにリーフレットを数種作成し、配布する。子どもや学生が対象のものは教育に使用する等で、デートレイプを防ぐ効果が考えられる。DVD 等映像による教材や、女性への暴力の問題を理解するための教育プログラムの制作も進めたい。

本来は、24 時間の電話対応、外国語での電話対応が必要である。無償のボランティアという当センターのスタッフ体制ではとうてい実現できないが、公的援助で安定した活動資金が確保できれば、欧米における Rape Crisis Center のように、常勤の有給スタッフを配することも可能になり、被害者救援の幅を拡大できる。

6. 財政援助以外の援助

事務所の提供（使用料の援助）とか、公的施設の無償利用が認められるとあり難い。ラスベガスの Rape Crisis Center は、年間 1 ドルで事務所に使う建物が市から提供されている。事務所はスタッフにとって安全な場所であることが望まれるから、公的な施設の利用に便宜を図って欲しい。

まだまだセンターの存在が知られていない。強姦救援センターの相談電話が広く女性たちに知られるよう、公的出版物等へも積極的に情報掲載をして欲しい。

7. その他

（1）被害者のための施策

① 性被害者のために集中した機関の設置

現状では、まず警察に行って、警察から医療機関に繋がらなければ、医師の診察を受けても、証拠採取等をしてもらえないことが多い。しかし、被害者は必ずしも警察に駆け込むものではない。性被害を受けた直後に、性被害者に特化し、集中した医療機関があれば、まずそこで受診し、先行き刑事告訴にも利用できる証拠の採取等や、緊急避妊等の処置も可能になる。そして、被害者が刑事告訴を決めたときには、証拠を提出し、そうでなければ採取した証拠は破棄するということにすればいい。また、その機関から、必要な支

援が受けられるようになれば望ましい。人に知られないようにというのが被害者の思いであることから、特化した医療機関については公にせず、救急隊員のみが情報を持ち、救急車を呼べば連れて行ってくれるというシステムなどが考えられる。

海外では性暴力被害者医療センターのような機関がある。

② 医療費補助等

女性は男性に比較して賃金等が低いのが一般的である。被害者のほとんどが女性である性被害者の医療費やカウンセリング費用の補助、軽減を強く求める。

③ シェルターの設置

被害者には安全に過ごせる場所が必要である。性被害者は、男性に対して恐怖を抱いている場合が多いので、一般に用意されるようなシェルターではなく、性被害者に特化したシェルターが必要である。

(2) 助成申請手続等の簡便化

助成金は必要であるが、前記のとおり、手続きが煩わしいため申請しにくいのが現状である。民間団体の自由な活動を阻害しないような簡便な申請手続きを望む。また、その後の監査についても、煩雑であるとは対応不可能であることから、あまり細かい内容まで踏み込まず、必要最低限に止めて欲しい。

民間団体にはいろいろな特性があるが、当センターは、あくまで女性の性被害者に対する救援活動に徹している。「強姦」という言葉には過剰反応されることもあるが、「強姦」としか言いようがない。このような特性によって、助成が困難となることのないよう希望する。

(3) 教育の推進

女性に対する暴力を防ぐ教育が必要である。セクハラや出会い系での被害、デートレイプなどを防ぐには、早期から教育に取り入れることが重要である。中・高校に性被害の相談窓口を設置したり、担当職員に向けた教育プログラムの充実も望まれる。

以 上